

衣料品の「取扱い注意表示」ガイド

講演者:株式会社レナウンアパレル科学研究所 品質試験課課長 神崎 晃氏

私が所属しておりますレナウンアパレル科学研究所は、1998年に株式会社レナウンから分社独立した、品質関連の業務を担当している会社です。ISO9001のマネジメントシステムを運用しながら工業標準化法登録試験事業者として、主にレナウングループの品質管理を担っています。

具体的な実際の業務内容は、取扱い注意表示、絵表示、品質表示の確認や、染色堅牢度を含む生地試験データの確認、クレーム業務に関する調査及び報告書作成です。それに伴った技術支援も行っています。

それでは、衣料品の取扱い注意表示ガイドについてお話しさせていただきます。まず現在の注意表示の課題についてです。実際のアパレルが販売している製品には、家庭用品品質表示法に基づく法定表示である品質表示以外に、取扱い上の注意を消費者の方やクリーニング店に示す「取扱い注意表示」があります。

法定表示ではないこの注意表示も、今ではほとんどの衣料品についています。これにはいろいろな表現があり、アパレルによってはデメリット表示という表現で取り扱っているところもあります。この注意表示は、消費者への情報提供といった意味合いが非常に強く、注意表示がある程度ついている方がお客様やクリーニング店その他への情報提供がしっかりできていると思われている部分があります。内容的には素材の特性を踏まえた注意点や、着用や洗濯などによる事故を未然に防止するためにつけられているものが多いです。これは消費者とアパレルのお互いのメリットにつながるのだと考えています。

しかし、この取扱い注意表示は、「雑貨工業品品質表示規定」によって定められている皮革製品を除き、表示をする、しないはまちまちです。内容についても、表示するアパレル側の自由意志で決められています。そういった理由から、各アパレルで表示の仕方や表示の内容がバラバラで、同じ内容でもAというアパレルとBというアパレルでは表現の仕方が違ってしまい、実際に、消費者やクリーニング店は混乱を起こしているのではないかと思います。

また、ラベルの取付けを行っているメーカーや、管理している副資材メーカーでは、アパレルごとにそれぞれのリストを用意して、Aというアパレルからの発注があればそれに応じて印字や発送をしており、受発注や管理が非常に煩雑になっています。

実際に、このことを解消するために、過去にさまざまな団体によって標準化が試みられました。標準的な表示や取扱注意表示のマニュアルが作成された経緯はありますが、業界そのものの見解もあり、なかなか標準と呼べるものがなかったというのが現状です。

標準化が進まなかった理由として、表示がアパレルとしての任意表示であることや販売政策上不利益になるという意見があることが挙げられます。どちらかといえばデメリットを表示していますので、例えば色落ちすると書いてあれば、色落ちする商品だと思われるのではないかと、それにより販売上不利益になるのではないかと、そのような懸念があったかと思えます。

また、表示をするか、しないか、表現をどうするかなどといった問題は、ブランドと

してのコンセプトそのものです。ターゲットとなるお客様が、取扱い注意表示にこだわらない、多少色落ちしても、ファッション性に富んだものが欲しいというコンセプトのもとにつくっている商品だから必要ない、といった考えもあります。

またネーム業者やアパレル自身の管理の煩雑さも理由の一つと考えます。自社で一元的に管理している会社もあれば、各 MD がそれぞれ判断するため商品やブランドごとにバラバラで一元的に管理できていない会社もあります。このようなことから標準化そのものがなかなか進まなかったのではないかと思います。

一方で、消費者の衣料品に対する価値観も変わってきています。それに伴って、素材は複雑化してきています。また、若い方に衣服の取扱いに対する知識がなくなっています。それが、取扱い注意表示の多様化や過剰表示につながっています。このことも、標準化が進まなかった理由の一つと考えます。

社団法人日本アパレル産業協会の品質管理ワーキンググループは、こういった現状を踏まえ、2003年ころから取扱い注意表示の集約を考えてきました。基本的な方針としては、多くのアパレルが使用可能で、かつ時代性を取り入れたもの。時代性というのは、時代によって素材もどんどん開発されていきますし、お客様が求める素材に対する品質もやはり変化していきますので、それに対応していこうということです。

この基本的な方針のもとに、表示口調はあえて限定していません。アパレル各社の使用表現を参考にして、「何々することがあります」という「ですます調」と「何々すること」という「紋切り型」の2種類の表現を選べるような形で考えています。

表現内容は『取扱い』と『事象』、この2つに区分して、両方使う場合、片方ずつ使う場合を商品によって選んでいただこうと考えています。

また、素材や製品、加工の例を適用欄に挙げています。実際にどういった商品に使うのが適切かなどの表現をしています。

もともと取扱い注意というのは消費者向けではありますが、現実的にクリーニング店へお願いする内容も入っております。それをはっきりさせる意味で、「<クリーニング店へのお願い>」という表記をしてある部分があります。

「～部分」というのは、部位や付属など、汎用的に使用できるように、別表を作成しコード付けを行っています。

アパレル業界は複雑な物の流れになっていますので、どうしても QR に対応して速く流していくためには、サプライチェーンマネジメントでインターネットやコンピューターを使った電子化が非常に大事になってきます。一つの提案の段階ですが、標準化したメリットを生かせるように、コード化し番号づけを行いました。

今回の方針は、アパレル産業協会品質管理ワーキンググループの所属する各企業で現状使われている内容を盛り込んでありますので、漏れが非常に少ない形で集約できたのではないかと考えています。内容は、過剰なものとはできるだけ避けて、わかりやすい表現でまとめ、柔軟な使い方ができるようにしています。

『衣料品の「取扱い注意表示ガイド」』(*) は二部構成になっており、「一般表示」と「専用表示」に分かれています。

一般表示は、洗い方、脱水、乾燥、アイロン、手入れなど、実際にその衣料品がお客様に渡ってから行われる内容を時系列的に書いてあります。専用表示は、事象編と素材編に分け、特定の事象や素材、加工、製品形態について、どういったものに特別に使うことができるのかが書いてあります。

この取扱い注意表示は、何でも付けておけばいいだろうということではなく、できるだけお客様の立場に立ったものであるよう、表示の内容をよく検討してから付けていただきたいと思います。

もう一つ、アパレルの言い訳にならないようにしてください。これは現状を言いあらわした表現とは違うかもしれませんが、例えば、品質のあまり良くない商品に色落ちするかもしれないと表示するというのではなく、良い品質のものをつくって、なおかつ素材の特性的にやや色落ちするのやむを得ないものに対して、お客様への情報提供というような意味で付けていく。そのような方向で使っていただければよいと考えます。

一般表示の右に「適用」欄があります。その素材に絶対付けなければいけないということではなく、付けることを検討してみてもどうかという意味での一例が書いてあります。

次に、悪いものをカバーするための表示ではないということです。お客様や百貨店からご指摘を受けたときに、「取扱い注意がついているからいいでしょう」ということのないような物づくりのスタンスで表示を使用する必要があります。

あとは素材の性質や製品の特性を十分に把握し、確認を行った後に、どういった付記用語をつけるか、どういったお願いをお客様、クリーニング店にしていくか。そのことをよく検討して、取扱い注意情報を衣料品に付けていくことが大事だと思います。

『衣料品の「取扱い注意表示ガイド」』(*) の「一般表示」の「ですます調」のところには、実際にお客様が商品を洗濯して脱水して乾燥して、アイロンをかけ、着用する際の注意が書かれています。その衣料品が取り扱われるだろうシーンごとに、それぞれの内容をまとめてあります。コードも、後から追加できるように、番号づけも少し飛ばして書いてあります。実際の内容でないといひとつ分かりにくいかと思いますので、具体的な部分をお話しさせていただきます。

一般表示 (1) 洗いや						
文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)	
1	1-01	洗いや	1 部分的なつまみ洗いや、もみ洗いはせず、押し洗いでください	2 洗いや時の摩擦により白化、毛羽立ち、部分的な脱色が発生することがあります。	・ウォッシュブルシルク ・テンセル ・キュブラ・レーヨン(特にフィルブル化加工した素材) ・顔料染め製品 ・ウールニット ・インディゴ染め製品	
1	1-02	洗いや	1 <クリーニング店へのお願い> ブラシ洗いやワッシャーなど強い洗いやはしないでください	2 白化や毛羽立ち、顔料染め色落ちなど表面変化が発生することがあります。	・ウォッシュブルシルク ・テンセル ・キュブラやレーヨン(特にフィブリル化加工した素材) ・顔料染め製品 ・コーティング加工品	
1	1-03	洗いや	1 汚れは、丸洗いやせず水や中性洗剤をつけたタオルなどでふき取ってください	2 本素材の性質上、丸洗いやすると外観や風合いが変化します。	・皮革 ・毛皮 ・オイルコーティング素材 ・ポリ塩化ビニル ・塩化ビニル(中性洗剤のみ)	

この表は、「文言」「No.」「キーワード」「取扱い」「事象」「適用」となっております。「文言」は「1」と「2」に分け、ですます調を「1」、紋切り型を「2」という形で表現してあります。

「No.」のところに「1-01」と書かれています。これは「洗いや」をお客様の取扱いのシーンの1番とし、洗いや方の1番目という意味で「1-01」という表現になっています。

「取扱い」のところには、具体的に言いますと「部分的なつまみ洗いや、もみ洗いはせず、押し洗いでください」といった表現が入ります。逆に「事象」には、「こういった取扱いをしないとこうなります」という表現が入ります。例えば「洗いや時の摩擦により白化したり毛羽立ち、部分的な脱色が発生することがある」ので注意してください。そんな考え方で「取扱い」と「事象」を表現しています。まず「取扱い」を先に提示してから「事象」を提示することもできますし、「事象」を先に提示して「取扱い」の注意を促すという形で、企業によっては入れかえて使うこともできます。または、「取扱い」だけを提示し、そこだけしっかり注意してもらうこともできます。順番は「1」「2」、「2」「1」、または「1」と、柔軟な使い方が可能だろうと思っています。

この取扱いの注意を考えなければいけない素材として、ウォッシュブルシルクやテンセル、キュブラ、レーヨン、顔料染めの製品などがあります。このような検討を要するものを例として右の欄に載せています。

同じように、「1-02」には、「<クリーニング店へのお願い>」として「ブラシ洗いやワッシャーなどの強い洗いやはしないでください」「白化や毛羽立ち、顔料染め色落ちなど表面変化が発生することがあります」と記載されています。

次も同じように「1-03」という形で、素材の適用例が並んでいます。

一般表示 (1) 洗いや

文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)
1	1-04	洗いや方	1 裏返して、ネットにいれて洗ってください	2 白化や毛羽立ち、変色などが発生することがあります。	・絹 ・麻 ・テンセル ・キュブラやレーヨン(特にフィブリル化加工した素材) ・顔料染め製品また表面に飾り具のついた製品
				3 表面の飾り部分が損傷したり、他のものを傷つけたりすることがあります。	・表面にビーズ、スワロフスキーや金具類が付いた製品 ・スパンコール製品
				4 モール糸の脱落や飛び出しが発生することがあります。	・モール糸使用製品

次に「1-04」という形で、先ほどのように取扱いが1つに対して事象が1つではなく、事象が3つあります。番号は、使い方の順番もありますので、「1」「2」「3」「4」とそれぞれ番号を振っています。コード化や特定の際に「1」「3」としたり、「1」「2」「3」としたり、「1」「4」としたりするなど、組み合わせが可能な用に切り分けをしています。注意していただくことは同じでも、その理由が違いますので、このような分け方をしています。

一般表示 (1) 洗いや方

文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)
1	1-10	洗いや方	1 ~部分は取り外して洗ってください	2 色が移ることがあります。	・染色堅ろう度が低く液汚染、移染が予想される付属品やパーツがついている製品
				3 服飾付属品が損傷します。	・クリスタル釦 ・皮革釦 ・貝釦 ・ガラス釦
				4 本体を損傷することがあります。	・服飾付属品が物理的損傷をあたえる製品
				5 本体と同じ洗いや方が出来ません。	・加工ベルト ・衿ファーなど洗えない服飾付属品

次に「～部分」の例です。付属物は、何回も同じようなものが出てきますので、実際に電子化する場合にどんどんコードをつけていきますと非常に大変になってしまいます。

一般表示 部位・付属・加エコード表

1-10、4-02・04・07・14・15での「～部分」一覧(アイエオ順)

01	衿
02	加工表面
03	飾り釦
04	金具
05	カフス
06	カフス釦
07	柄
08	革ひも

この「～」の部分だけは別枠で持つように工夫しました。「～」の部分には「衿」、「加工表面」、「飾り釦」、「金具」などを別コードで入れ、付属や加工のコードを分けて考えることにしています。

一般表示 (1)洗いや

文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)
1	1-31	洗いや	1 <クリーニング店へのお願ひ> ドライクリーニングは避けて水洗いしてください	2 外観変化・風合い変化することがあります。	・オイルコーティング
1	1-32	洗いや	1 水洗いの際、中性洗剤をしようしてください	2 外観変化・風合い変化することがあります。	・羽毛製品 ・グリッター ・ラメ製品 ・水洗い可能な絹、毛、トリアセテート製品

洗いやは、現状 32 番まであります。また新しい素材等が追加されたときには、33、34

と追加をしていけるような形になっています。

例として、32番の取扱いには「水洗いの際、中性洗剤を使用してください」、事象には「外観変化・風合い変化することがあります」となっています。適用欄は、羽毛製品やラメ、水洗い可能な絹、毛などへの注意が促されています。

一般表示 (2) 脱水					
文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)
1	2-01	脱水	1 <クリーニング店へのお願い>脱水を充分に行ってください	2 溶剤残留による、きわつきが発生することがあります。	・合成皮革 ・コーティング・表地に高密度織物を使用した中綿、ダウン製品 ・表地に高密度織物、裏地にフリースのボンディング・中綿、ダウン製品
1	2-02	脱水	1 洗濯後、十分に脱水して乾燥してください	2 溶剤残留による、きわつきが発生することがあります。	・合成皮革 ・コーティング・表地に高密度織物を使用した中綿、ダウン製品 ・表地に高密度織物、裏地にフリースのボンディング・中綿、ダウン製品
1	2-03	脱水	1 洗濯後は直ちに脱水して干してください	2 濡れたまま放置すると、色落ちすることがあります。	・綿、麻、レーヨン 濃淡の配色、濃色プリント・洗濯堅ろう度、汗堅ろう度の低い製品

同じように2番目として「脱水」があります。これも1番の「洗い方」と同様にまとめてあります。

一般表示 (3) 乾燥					
文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)
1	3-01	乾燥	1 形を整えて二つ折りにして 吊干してください	2 吊干しの際、自重により伸びることがあります。	・ニット、カットソー素材 ・ローゲージのニット ・よこ地使いのニット ・吊干して伸びる製品
1	3-02	乾燥	1 形を整えて板の上に平干しにしてください	2 吊干しの際、自重により伸びや型崩れが生じることがあります。	・ニット、カットソー素材 ・ローゲージのニット ・よこ地使いのニット ・吊干して伸びる製品
1	3-03	乾燥	1 形を整えて干してください	2 洗濯により収縮やねじれ、型崩れすることがあります。	・ニット、カットソー製品・クレープなど収縮の大きい製品

3番目は「乾燥」です。文言が「1」ですので、「ですます調」です。1つ見ていきますと、取扱い欄に「形を整えて二つ折りにして、吊干してください」とあります。これはゲージの粗いニットなど伸びやすい商品に当てはまります。ハンガー等では伸びてしまいますので、できるだけ二つ折りにするなど伸びにくくするための注意が書かれています。

一般表示 (3) 乾燥

文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)	
1	3-04	乾燥	1	タンブル乾燥機を使用しないでください	2 収縮することがあります。	・ポリウレタン弾性糸使い ・獣毛(アンゴラ、カシミアなど) ・毛、絹など強撚糸使い ・麻、レーヨン、アクリルなどローゲージニット ・カットソー製品
					3 毛羽立ちやピリングが生じることがあります。	・起毛素材 ・獣毛(アンゴラ、カシミアなど)・甘撚り糸使用製品
					4 白っぽくなることがあります。	・インディゴ染め製品 ・顔料染め・絹、綿、麻の濃色品
					5 外観変化や損傷が生じることがあります。	・ビーズ ・スパンコール使用品・モール系使用品・フロック加工・プリント製品
					6 表面変化が生じることがあります。	・起毛素材・セルロース系高湿度のジャージ、ニット・カットソー製品

「3-04」も乾燥についてです。先ほどと同じように複数の事象がありますが「1」から「6」まで番号が振ってあります。

一般表示 (4) アイロン

文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)
1	4-01	アイロン	1 アイロンは裏側から軽くあててください	2 アタリやテカリ、毛倒れが発生します。	・別珍 ・コーデュロイ ・ベルベット ・フロッキー
1	4-02	アイロン	1 ~部分のアイロンは低温で行なってください	2 アイロンの熱で硬化、溶融します。	・合成皮革 ・人工皮革 ・ラバープリント ・転写プリント ・アクリル混素材の部分使い
1	4-03	アイロン	1 <クリーニング店へのお願い> 人体プレス・スチームトンネルを使用しないで下さい	3 収縮したり、表面に凹凸が発生することがあります。	・絹製品 ・ポリウレタン弾性糸使い
				3 プリーツセットが弱くなります。	・プリーツ製品

次に「アイロン」です。1つ見てみますと、取扱いに「<クリーニング店へのお願い>人体プレス・スチームトンネルを使用しないで下さい」とあります。プリーツなどの商品は、かなり強くアイロンを当てるとプリーツが伸びることがありますので、クリーニング店にこういったお願いをする必要があります。「1-4-03」の使い方としては、「1」「3」、「3」「1」というふうに使っていきます。

一般表示 (5) 着用・手入れ					
文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)
1	5-01	着用・ 手入れ	1 ブラシで 毛並みを 整えてくだ さい	2 着用中の摩擦や洗濯によ り毛羽が乱れることがあ ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・獣毛(アンゴラ、カシミアな ど)・起毛素材 ・毛足長の生地・カットパイル ・別珍 ・コーデュロイ ・ベルベット・シャギー ・モール糸使用品 ・フリース・極細繊維
				3 着用中の摩擦や洗濯によ り毛羽立ち、ピリングが生 じるがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・起毛素材・獣毛(アンゴラ、 カシミアなど) ・甘燃り糸使用製品 ・合成繊維混用製品 ・紡毛ニット
				4 着用中の摩擦や洗濯によ り表面の毛足が倒れ、変 色したように見えることが あります。	<ul style="list-style-type: none"> ・起毛素材 ・毛皮、フェイク ファー ・別珍 ・ベルベット ・コーデュロイ

5番目は「着用・手入れ」です。取扱いとして「ブラシで毛並みを整えてください」とあります。毛玉がしやすい商品や毛羽立ちしやすい商品もある程度生地表面が整っていれば目立ちにくくなりますので、注意して着用していただく意味でつくったものです。

一般表示 (6) 保管

文言	NO	キーワード	取扱い	事象(ですます調)	適用(例)
1	6-01	保管	1 湿気が少なく通気のよい場所に保管してください	2 カビ、臭気の付着、劣化などが発生することがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・皮革 ・毛皮 ・ボンディング ・ラミネート素材 ・合成皮革 ・人工皮革 ・ダウン製品
1	6-02	保管	1 湿気を避けて保管してください	2 カビ、臭気の付着、劣化などが発生することがあります。	
1	6-03	保管	1 汚れがついたままの状態や湿度の高い場所での保管は避けてください	2 カビ、臭気の付着、劣化などが発生することがあります。	

それから「保管」につきましては、素材がある程度限られてきます。この素材についてはカビや臭い、劣化が助長されることもありますので、できるだけ風通しのいい場所に置いてくださいという表現をしています。

以上が「ですます調」の「一般表示」です。

次に、「ですます調」の「事象編」です。事象編は、下げ札などに象徴される、素材ごとの注意が書かれたものだと考えていただければ良いと思います。

専用的に使用される注意表示 (事象編)

文言	NO	キーワード	ケア表示(ですます調)
1	8-01	表面フラッシュ	1 表面に毛羽があるため、炎を近づけると火が走る可能性があります。
			2 着用に際してはガスレンジの炎や、ライターの炎を等に近づかないようご注意ください。
1	8-02	皮膚刺激(チクチク感のある製品。獣毛混、麻、特殊加工製品等)	1 この商品は素材の特性上、素肌に直接触れる箇所に刺激を感じることがあります。
1	8-03	プレス当たり	1 濃色品及び、凹凸部分のアイロン掛けはあたりが出やすいので当て布をし、強く押さえないでください。

こちらの「表面フラッシュ」は、火がついたりすることです。「ケア表示」の欄に「表面に毛羽があるために、炎を近づけると火が走ることがあります」「着用に際してはガスレンジの炎や、ライターの炎等に近づかないようご注意ください」と書いてあります。これは8番としてあります。これも体系の中で、番号を追加することができるように、1つ飛ばして考えています。このようなものを事象編としました。

専用的に使用される注意表示（事象編）			
文言	NO	キーワード	ケア表示(ですます調)
1	8-04	水じみ	1 この素材は雨や水にぬれると、しみになることがあります。
			2 水洗い表示製品の場合は、水洗いで除去できます。
			3 水じみは、スチームを掛けて修正できることがあります。
1	8-05	経時劣化 (ポリウレタン樹脂)	1 合成樹脂は年月の経過とともに劣化し、剥がれたり、べたつくことがあります。
			2 樹脂面への強い摩擦やもみ作用はお避けください。
			3 汚れ・化粧品などを付着したまま放置すると劣化を早めます。
			4 風通しが良く、湿度の少ない、日のあたらない場所に折りたたまないでハンガーに吊るして保管してください。

同じように、「水じみ」という項目があります。水じみしやすいレーヨン等については考える必要があります。

「8-05」として「経時劣化」があります。皆さん経時劣化を体験されたことがあると思いますが、ポリウレタン樹脂等が使われているものは、どうしても経時劣化しやすいです。どのぐらいもつか年月を表示しているメーカーもあります。そのほか「樹脂面への強い摩擦やもみ作用はお避けください」「汚れ・化粧品などを付着したまま放置すると劣化を早めます」「風通しが良く、湿度の少ない、日のあたらない場所に折りたたまないでハンガーに吊るして保管してください」など、特に経時劣化しやすいポリウレタン樹脂について、事象編で注意点をまとめています。

次に「専用表示」の「素材編」の「ですます調」です。素材という切り口でまとめてあります。

専用的に使用される注意表示（素材編）

文 言	NO	キーワード	ケア表示(ですます調)
1	9-01	麻製品	1 この素材はしわになりやすい性質があります。
			2 濃色品は着用中の摩擦や汗により色移りすることがあります。
			3 着用による摩擦やドライクリーニング・洗濯などの繰り返しで、白化、毛羽立ち、部分的な脱色がおこることがあります。
1	9-02	アセテート、 トリアセテート	1 濃色品は石油ストーブの燃焼ガスや車の排気ガスによって変色することがあります。
			2 石油ストーブを長時間使用する部屋や車の排気ガスのたまりやすい場所に保管しないでください。
			3 湿気が少なく通気のよい場所に保管してください。

麻は、非常にしわになりやすく、表面がフィブリル化して濃色化または白色化が起きて色が変わって見えることがあります。アセテートやトリアセテートは、ガス退色に注意が必要です。

専用的に使用される注意表示（素材編）

	NO	キーワード	ケア表示(ですます調)
1	9-03	絹製品	1 着用や洗濯の際「すれ」や摩擦による毛羽立ち・白化に注意してください。
			2 最初から毛羽立たせた素材は毛羽の脱落による色変化に注意してください。
			3 化粧品や汗、水などによる色落ち・きわじみに注意してください。
			4 洗濯やしみ抜きは必ずクリーニング店に出してください。
			5 保管の際、直射日光や蛍光灯による長時間の光での変色に注意してください。

絹は毛羽立ち、白化、濃色化の恐れがあります。細かく見ていくと、各素材にはどのような性質があるのかが分かります。逆にこういった使い方もできるかと思えます。

専用的に使用される注意表示（素材編）

	NO	キーワード		ケア表示(ですます調)
1	9-04	ウォッシュャブルシルク	1	着用や洗濯の際「すれ」や摩擦による毛羽立ち・白化に注意してください。
			2	最初から毛羽立たせた素材は毛羽の脱落による色変化に注意してください。
			3	化粧品や汗、水などによる色落ち・きわじみに注意してください。
			4	保管の際、直射日光や蛍光灯による長時間の光での変色に注意してください。
			5	洗濯は中性洗剤を使用し単品で軽く押し洗いしてください。

4番は「ウォッシュャブルシルク」です。これも「1」から「5」まで番号が振っており絹と同じような内容となっています。

専用的に使用される注意表示（素材編）

文言	NO	キーワード		ケア表示(ですます調)
1	9-44	レース製品	1	洗濯の際はネットを使用してください。
			2	過度な力が加わると縫い目がひらいたり、目よれを起こすことがあります。
			3	粗い組織のものや表面に糸が浮き出ているもの、ルーズな組織のものは引っかかりやすいため、装飾品や周囲の壁などに注意してください。
			4	熱やスチームで縮むことがありますのでアイロン掛けには充分注意してください。
1	9-45	ポリウレタン糸	1	ポリウレタン繊維は素材の特性上、熱によって縮みやすいため、スチームアイロンやタンブル乾燥はお避けください。
			2	年月の経過と共に劣化し、ポリウレタン糸が飛び出したり、伸縮性が失われることがあります。

次は「レース製品」です。

「ポリウレタン糸」も同じようにまとめています。

次の「一般表示」の「紋切り型」には、ですます調のところに記載されているのと全く同じ内容のものが紋切り型で書いてあります。

一般表示 (1) 洗いかた						
文言	NO	キーワード	取扱い	事象(紋切り型)	適用(例)	
	2	1-01	洗いかた	1 部分的なつまみ洗いや、もみ洗いはせず、押し洗いすること	2 洗い時の摩擦で、白化、毛羽立ち、部分的な脱色に注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ウオシヤブルシルク ・テンセル ・キュプラ・レーヨン(特にフィルブル化加工した素材) ・顔料染め製品 ・ウールニット ・インディゴ染め製品
	2	1-02	洗いかた	1 <クリーニング店へのお願い> ブラシ洗いやワッシャーなど強い洗いかたはしないこと	2 白化、毛羽立ち、顔料染め色落ちなど表面変化に注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ウオシヤブルシルク ・テンセル ・キュプラやレーヨン(特にフィブリル化加工した素材) ・顔料染め製品 ・コーティング加工品
	2	1-03	洗いかた	1 汚れは、丸洗いせず水や中性洗剤をつけたタオルなどでふき取ること	2 本素材の性質上、外観や風合い変化するため丸洗い禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・皮革 ・毛皮 ・オイルコーティング素材 ・ポリ塩化ビニル ・塩化ビニル(中性洗剤のみ)

例えば、洗いかたのところでは「押し洗いすること」と書かれています。「何々すること」と書くのは抵抗がある場合には「ですます調」を使っていただきます。企業によっては「何々すること」と言った方がいいと考えこちらを選ばれるところもあると思います。

専用的に使用される注意表示 (事象編)

文言	NO	キーワード	ケア表示(紋切り型)
1	8-01	表面フラッシュ	1 表面の毛羽のため、炎を近づけると火が走ることもあり。
			2 着用時にガスレンジの炎や、ライター-の炎に近づかないこと。
1	8-02	皮膚刺激(チクチク感のある製品。獣毛混、麻、特殊加工製品等)	1 本品は素材特性上、素肌に直接触れる箇所に刺激を感じることもあり。
1	8-03	プレス当たり	1 濃色品及び、凹凸部分のアイロン掛けはあたりが出やすいので当て布をし、強く押さえないこと。

「専用表示」の「事象編」も同じように紋切り型になっています。「近づかないこと」「感
 じることあり」「強く押さえないこと」と、言い切ってしまうています。シンプルで分かり
 やすいと考えています。

専用的に使用される注意表示（事象編）			
文 言	NO	キーワード	ケア表示(紋切り型)
2	9-01	麻製品	1 この素材はしわになりやすい性質あり。
			2 濃色品は摩擦や汗による色移りに注意すること。
			3 着用による摩擦やドライクリーニング・洗濯などの繰り返しで白化、毛羽立ち、部分的な脱色が起こることあり。
2	9-02	アセテート、 トリアセテート	1 濃色品は石油ストーブの燃焼ガスや車の排気ガスで変色することあり。
			2 石油ストーブを長時間使用する部屋や車の排気ガスのたまりやすい場所に保管しないこと。
			3 湿気が少なく通気の良い場所に保管すること。

「専用表示」の「素材編」も同じように「紋切り型」が並んでいます。麻のところでは「こ
 の素材はしわになりやすい性質あり」「濃色品は摩擦や汗による色移りに注意すること」と
 あります。印字の文字数や行数が少なくて済みますが、お客様に提示するには抵抗がある
 という考えもあるでしょう。

提案させていただいている中で、SCMの流れの中でのコード化が分かりにくいかと思
 いますので少しご説明させていただきます。今回の検討は、アパレル産業協会のSCM推進委
 員会の中にあります品質管理ワーキンググループでおこなったものです。標準化、SCMの
 流れに乗せるためにも、コンピューター化は非常に大事なことを考えていますので、その
 点をご説明します。

副資材メーカーとのEDI取引における 発注コード体系-1 <一般表示>

副資材種別コード*	商品呼称コード*	
02	01	縫付けラベル
	02	下げ札
	03	シール
	99	その他

桁

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
区分	文言	キーワード NO.			取扱い・事象		～部分用語		予備
									-

SCM の流れの中で、コンピューターのコード等については冊子『衣料品の「取扱い注意ガイド」』(*)に書かれています(次ページ参照)。「02」「副資材種別コード」については、数年前の「QR 推進のために」での検討のときに決めています。「商品呼称コード」は、現状使われているいろいろな呼称をすっきりさせ、今回「01」を「縫付けラベル」、「02」を「下げ札」、「03」を「シール」としました。この商品呼称はメーカーによってまちまちで、誤解を招くこともありましたが、今回この表現に統一しています。

(*)社団法人日本アパレル産業協会 発行

<サブヘッダ>

データタグNo.	項目名	要求	項目内容	属性	備考
	レコード区分	M	B サブヘッダレコードを表す	X(1)	「B」サブヘッダレコードを表す
23524	副資材発注番号	M	副資材メーカーへの発注番号	N(4)	
	副資材発注番号枝番	M	Aハレルメカ発行番号に対する枝番	N(3)	
	副資材品番コード (識別コード)	M	Aハレルメカと副資材メーカー間で定めた副資材を識別するコード	X(13)	
	副資材種別コード	M	副資材種別を表すコード(標準副資材種別コード)	N(2)	コード表を添付
	商品呼称コード	M	副資材種別毎の商品呼称を表すコード(標準商品呼称コード)	N(2)	コード表を添付
	発注数量合計	O		N(5)	
23004	発注者コード1	O	注文を行う企業および事業所・事業部門を表すコード(標準企業コード)	X(13)	
23005	受注者コード1	O	注文を受ける企業および事業所・事業部門を表すコード(標準企業コード)	X(13)	
23003	データ作成日	O	データを作成した日付。(8桁:YYYYMMDD)	X(8)	
23100	発注日	O	発注者が発注、あるいは指図を出した日付。(8桁:YYYYMMDD)	X(8)	
	データ作成時刻	O	データを作成した時刻。(6桁:HHMMSS)	N(6)	
	国内海外区分	O	縫製工場の所在が国内、海外を示す区分 国内:0(ゼロ) 海外:1	N(1)	注:輸出時の対応
	SHIPPER	O	国内海外区分=1(海外)の場合/SHIPPER名	X(30)	注:輸出時の対応
	ON-BE-HALF	O	同上/代行輸出時に必要	X(30)	注:輸出時の対応
	建値	O	同上/EX GODOWN, FOB, CIF, C&F等	X(30)	注:輸出時の対応
	通貨	O	同上/JP¥,US\$等	X(3)	注:輸出時の対応
	VESSEL/FLIGHT区分	O	同上/運送手段の区分 V:VESSEL, F:FLIGHT	X(1)	注:輸出時の対応
	出港地	O	同上/ 例: OSAKA,KOBE,YOKOHAMA等	X(20)	注:輸出時の対応
	仕向け地	O	同上/ 例: SHANGHAIDALIAN等	X(20)	注:輸出時の対応
	CONSIGNEE	O	荷受人住所と宛名 1行40桁×6行構成	X(40)	注:輸出時の対応
	出港日	O	出向予定日(8桁:YYYYMMDD)	X(8)	注:輸出時の対応
	ケースマーク	O	シッピングマーク 1行25桁×10行構成	X(25)	注:輸出時の対応
	決済手段	O	NO COMMERCIAL VALUE, L/C, T/T	X(30)	注:輸出時の対応
	受注確定者	O	副資材メーカー側の受取担当者	K(40)	
23146	受注担当者	O		K(40)	
23352	備考	O		K(80)	

出所:衣料品の「取扱い注意表示ガイド」
社団法人日本アパレル産業協会 SCM推進委員会品質管理WG委員会

明細3(ケアラベル)

データタグNo.	項目名	要求	項目内容	属性	備考
	レコード区分	M	「C」明細レコードを表す	X(01)	
	レコード番号	M		N(5)	
23718	布ラベル枚数	M		N(07)	
23362	洗濯表示	M		X(30)	
23360	付記用語 1	O		X(10)	
	付記用語 2	O		X(10)	
	付記用語 3	O		X(10)	
	付記用語 4	O		X(10)	
	付記用語 5	O		X(10)	
	付記用語 6	O		X(10)	
	付記用語 7	O		X(10)	
	付記用語 8	O		X(10)	
	付記用語 9	O		X(10)	
	付記用語 10	O		X(10)	
	付記用語 11	O		X(10)	
	付記用語 12	O		X(10)	
	付記用語 13	O		X(10)	
	付記用語 14	O		X(10)	
	付記用語 15	O		X(10)	
	付記用語 16	O		X(10)	
	付記用語 17	O		X(10)	
	付記用語 18	O		X(10)	
	付記用語 19	O		X(10)	
	付記用語 20	O		X(10)	
	カラー適用区分	O	1:標準カラー 2:専用カラー	N(1)	
23417	製品色柄番号	O		X(05)	
23419	製品色柄名	O	カラー名称(日本語表記)	K(30)	マスターを持てば不要
	サイズ適用区分	O	1:標準サイズ 2:専用サイズ	N(1)	
23415	製品サイズ	O		X(09)	
23416	製品体型	O		X(04)	
	三元表示1	O	三元表示(日本語表記)	K(80)	
	三元表示2	O	三元表示(日本語表記)	K(80)	
	三元表示3	O	三元表示(日本語表記)	K(80)	
	三元表示4	O	三元表示(日本語表記)	K(80)	
	三元表示5	O	三元表示(日本語表記)	K(80)	
	三元表示6	O	三元表示(日本語表記)	K(80)	
	三元表示7	O	三元表示(日本語表記)	K(80)	
	原産国適用区分	O	1:標準原産国 2:専用原産国	N(1)	
	原産国コード	O		X(04)	
	原産国名	O		K(20)	
23233	縫製工場コード	O	縫製を行う工場を表すコード	X(13)	
23400	発注者品番	O	アパレルメーカーの製品品番	X(15)	
23407	JANコード	O		X(13)	
23359	品質表示1	O	使用部分、組成、混率の表記(日本語表記)	K(80)	
23359	品質表示2	O	使用部分、組成、混率の表記(日本語表記)	K(80)	
23359	品質表示3	O	使用部分、組成、混率の表記(日本語表記)	K(80)	
23359	品質表示4	O	使用部分、組成、混率の表記(日本語表記)	K(80)	
23359	品質表示5	O	使用部分、組成、混率の表記(日本語表記)	K(80)	
23359	品質表示6	O	使用部分、組成、混率の表記(日本語表記)	K(80)	

副資材メーカーとのEDI取引における
発注コード体系-2 <一般表示>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
区 分	文 言	キーワード NO.			取扱い・事象		～部分用語		予備
1									-

- *「1」は「付記用語」とし、取扱い絵表示の真下
*「2」は「取扱い注意表示」とし、表示(印字)場所の
指定は各社対応

また、コンピューター化を踏まえていますので、「区分」「文言」「キーワード」などの桁が書いてあります。区分は「1」と「2」があり、「1」は「付記用語」、「2」は「取扱い注意表示」です。付記用語というのは、絵表示のすぐ下に書かれているものです。

副資材メーカーとのEDI取引における
発注コード体系-3 <一般表示>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
区 分	文 言	キーワード NO.			取扱い・事象		～部分用語		予備
	1								-

- * 1 で 「ですます調」
2 で 「紋切り型」

「文言」は「紋切り型」と「ですます調」があります。「キーワード」は、例えば洗い方ですと「1-01」といったように数字が入ります。文言は「1」が「ですます調」、「2」が「紋切り型」です。

副資材メーカーとのEDI取引における 発注コード体系-4 <一般表示>

【 発注事例 - 1 】

1.付記用語(取扱のみ)(ですます調)

	副資材 種別	商品 呼称	区 分	文 言	キーワードNO.	取扱い・ 事象	～部分 用語	予備				
洗い方 1-01	部分的なつまみ洗いや、もみ洗いはせず、押し洗いしてください。											
発注コード 02-01- 111011	02	01	1	1	1	0	1	1	-	-	-	-

次は発注事例 1 です。例えば洗い方は「部分的なつまみ洗いや、もみ洗いはせず、押し洗いしてください」となっています。

「副資材種別」は事前に決まっているとおり「02」です。

「商品呼称」の「01」というのは、「縫付けラベル」です。「脇ネーム」と表現している会社もあります。脇に縫いつけるので「縫付けラベル」とここでは表現しています。縫付けラベルに印字する場合は「01」です。「区分」は「1」ですので「付記用語」です。付記用語として縫いつけるという意味です。

「文言」は「1」のですます調です。「キーワード」は洗い方のところです。洗い方は「1」という分類です。その最初の項目ですので「1-01」という形です。「取扱い」と「事象」は1番です。1番だけを使用して「部分的なつまみ洗いや、もみ洗いはせず、押し洗いしてください」と入れます。ここが長いので、現実的に人の手でできるかという問題点はあるのですが、現状この管理をする場合には、コンピューターを利用しながら、何かの変換を行って、発注コードにすれば、問題はないものと考えます。

副資材メーカーとのEDI取引における 発注コード体系-5 <一般表示>

【 発注事例 - 2 】

2.取扱注意表示(取扱い+事象)(ですます調)

	副資材 種別	商品 呼称	区 分	文 言	キーワードNO.				取扱い・ 事象	～部分用 語	予備	
洗い方 1-01	部分的なつまみ洗いや、もみ洗いはせず、押し洗いしてください。 洗い時の摩擦により白化、毛羽立ち、部分的な脱色が発生することがあります。											
02-01- 2110112	02	01	2	1	1	0	1	1	2	-	-	-

発注事例2についても同様です。副資材種別「02」、商品呼称「01」、区分「2」、文言「1」となっています。先ほどと違うところは、「つまみ洗いや、もみ洗いはせず、押し洗いしてください」の取扱いの後に、「洗い時の摩擦により白化、毛羽立ち、部分的な脱色が発生することがあります」と入っているところです。「取扱い・事象」の欄に「1」と「2」の2つが付いています。

副資材メーカーとのEDI取引における 発注コード体系-6 <一般表示>

【 発注事例 - 3 】

3.付記用語(事象+取扱い)(ですます調)

	副資材 種別	商品 呼称	区 分	文 言	キーワードNO.				取扱い・ 事象	～部分用 語	予備	
洗い方 1-04	白化や毛羽立ち、変色などが発生することがあります。 裏返して、ネットにいれて洗ってください。											
02-01- 211042 1	02	0 1	2	1	1	0	4	2	1	-	-	-

発注事例 3 は「(事象+取り扱い) (ですます調)」です。先ほどと違うところは、「取扱い・事象」の欄の数字が「2」「1」となっています。先ほどは「1」「2」でした。ここでは「白化や毛羽立ち、変色などが発生することがある」ので「裏返して、ネットに入れて洗ってください」と、「事象」の次に「取扱い」の順になっています。先ほどの例では、「裏返して、ネットに入れて洗ってください」という「取扱い」が先に来て、「このようなことが起こります」という「事象」が後ろになっています。

副資材メーカーとのEDI取引における 発注コード体系-7 <一般表示>

【 発注事例 - 4 】

4.付記用語(～部分指定)(紋切り型)

	副資材 種別	商品 呼称	区 分	文 言	キーワードNO.			取扱い・ 事象	～部分用 語		予備	
洗い方 1-10	皮革部分は取り外して洗うこと。											
02-01- 1211010 37	02	01	1	2	1	1	0	1	0	3	7	-

発注事例 4 の「～部分」については、洗い方など「～」以外の部分は決めておいて、「～」のところだけ付属を記載した別添の表から指定します。ここでは「～部分」を「37」としています。これは皮革部分ということです。

副資材メーカーとのEDI取引における
発注コード体系-10 <専用表示>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
区分	文言	キーワードNO.			ケア表示		予備		
	1				0		-	-	-

* 1 で「ですます調」
2 で「紋切り型」

* 0 全項目選択の場合

次に専用表示ですが、「ケア表示」を全項目選択する場合は「0」というコードを入れることができるようにしています。この発注事例1に示します。

副資材メーカーとのEDI取引における
発注コード体系-11 <専用表示>

【 発注事例 - 1 】

1.取扱注意表示(ですます調)

	副資材 種別	商品 呼称	区 分	文言	キーワードNO.	ケア表示	予備
水じみ 8-04	・この素材は雨や水に濡れると、しみになることがあります。 ・水じみは、スチームを掛けて修正できることがあります。						
02-01- 218041	02	01	2	1	8 0 4	1	- - - -
02-01- 218043	02	01	2	1	8 0 4	3	- - - -

「水じみ」のところで、「この素材は雨や水に濡れると、しみになることがあります」「水じみは、スチームを掛けて修正できることがあります」とあります。この2つの並びとしては、種別コード「02」、商品呼称は「01」の「縫付けラベル」、区分が「2」の「取扱い注

意表示」、文言は「ですます調」ということです。キーワードは、「水じみ」が 8 番で、その 4 番目の内容ですので「8-04」です。「8-04」の 1 番だけを使う例、3 番だけを使う例です。

コードを実際につけていくのは非常に難しいのですが、標準化とコンピューター、SCM は切り離しにくく、抵抗感はあるかもしれませんが、このような細かいコードになっています。

コード付けの詳しい内容は、『衣料品の「取扱い注意表示ガイド」』(*)を細かく読んでいただければお分かりになると思います。取扱い注意表示の付け方は、企業やブランドのコンセプトによるところが大きいため、非常に統一化や標準化がしにくい分野です。

しかし、このサプライチェーンマネジメントを考えるときには、EDI 化せざるを得ません。そして、EDI 化のためには標準化が必要になります。

今回、この提案の中で、本当に標準化に至っているかという疑問は残っていますが、第一歩になれば良いと考えています。

今後ともワーキンググループで、素材や時代的な流れを考慮して、追加、修正は随時行います。具体的な追加や修正はなかなか進んでいないのですが、皆様からご意見や取扱い注意表示の候補などがありましたら、日本アパレル産業協会のホームページ等を通じましてご連絡をいただければ、定期的もしくは不定期にワーキンググループで検討し、その都度追加、修正をしたいと考えています。

(*)社団法人日本アパレル産業協会 発行